



高浜市自転車用ヘルメット購入費補助制度について

令和3年4月1日から、高浜市内在住の7歳以上18歳以下（小学生・中学生・高校生等）および65歳以上の方が着用する自転車用ヘルメットの購入費用の一部を補助する制度を実施します。

補助の対象者や条件

補助の対象者は下記表のとおりです。

	ヘルメットの使用者	補助金の申請者
7歳以上~18歳以下の方	本人	保護者
65歳以上の方	本人	本人

条件：申請者が市税を滞納していないことが補助の条件となります。

※令和3年度中に7歳以上18歳以下および65歳以上となる方であれば6歳や64歳での申請は可能です。

補助の対象となるヘルメット

新品の自転車用ヘルメットのうち、下記マークが表示されている安全性の認証を受けたもの

SGマーク	JCFマーク	CEマーク	GSマーク	CPSCマーク
-------	--------	-------	-------	---------

※上記安全認証マークがついてないものは対象外となります。

補助金額

購入金額の2分の1（上限2,000円・10円未満切捨て）

※ヘルメット使用者1人につき1個までの補助となります。



申請手続きに準備するもの

次の関係書類等をご持参のうえ、市役所本庁舎2階防災防犯グループ（21番の窓口）で申請の手続きをしてください。（代理申請の場合は身分証のご提示をお願いします）

- ・領収書（領収書の詳細については裏面記載例を参考にしてください）
- ・ヘルメットのメーカー及び品名がわかるもの（商品仕様書や外箱等）
- ・ヘルメットの使用者と申請者の氏名、住所、生年月日がわかるもの（健康保険証等）
- ・印鑑（認印可 シャチハタ不可）
- ・申請者（使用者が7歳~18歳の方については保護者の方）の口座情報がわかるもの（通帳等）

補助金の申請から交付までの流れについては裏面をご覧ください。

補助金の申請から交付までの流れ

①令和3年4月以降に、自転車用ヘルメットを販売店で購入し、領収書を受領してください。インターネットで購入されたものでも、領収書があれば対象となります。(領収書については下記記載例を参考にしてください)

②市役所（本庁舎2階防災防犯グループ）にお越しいただき、申請手続き（申請書類等の記入および表面の関係書類等の提出）を行ってください。

③申請内容を確認後、市から交付決定通知が届きます。その後、補助金が指定口座に振り込まれます。(現金による交付はできません)

【領収書記載例（コピーやレシート不可）】

- ①商品の購入日
- ②購入者（表面申請者と同じ）氏名
- ③購入に要した金額（ヘルメット本体の税込価格）
- ④但書に「自転車用ヘルメット」と記載
- ⑤発行者の所在地・店名

領収書記載例

領収書	① 令和 ○年 ○月 ○日
② 高浜 太郎 様	
③ ¥3,998-	
④ 但、自転車用ヘルメット代として上記正に領収いたしました。	
内訳	⑤ 発行者
税抜金額	愛知県高浜市青木町○丁目△番地□
消費税等	高浜商店

高浜市ホームページ（トップページ内の「お知らせ」）でも本制度のご案内をしています。

◇問合せ先◇

高浜市役所 防災防犯グループ 交通安全担当

☎0566-52-1111（内線 229）

窓口対応時間 月曜日～金曜日 8：30～17：15

（年末年始、祝日を除く）